

1. 変更事項

- ① 「伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区計画」の別紙「1 1 2 3 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業」の事業実施期間の延長及び、同延長により生じる文言等の修正。
- ② 構造改革特別区域計画の記載事項のうち「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」の削除。

2. 変更事項の内容

新	旧
9 (削除)	9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 〈以下省略〉

(2)別紙

新	旧
<p>1. 特定事業の名称 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業(1 1 2 3)</p> <p>2. 当該規制の特例措置を受けようとする者 ①国立大学法人佐賀大学 ②株式会社ゼネシス</p> <p>3. 当該規制の特例措置の開始の日 構造改革特別区域計画の認定の日</p> <p>4. 特定事業の内容 (1) 事業に関与する主体(研究実施主体) ①機関名: 国立大学法人佐賀大学 施設名: 海洋エネルギー研究センター 所在地: 伊万里市山代町久原字平尾1-48 概要: ◇海洋温度差発電を中心とする海洋エネルギー関連技術 ◇再生可能エネルギーと水素利用の連携技術 ◇再生可能エネルギーと海水淡水化の関連技術 ◇再生可能エネルギーを利用した環境保全技術、特に海洋環境改善技術 ◇水素、リチウムなど21世紀の主たるエネルギー物質の利用技術 ◇高度造船業関連のマリン関連技術 ◇マリンバイオ関連技術 ◇海洋を利用した地球温暖化対策技術</p>	<p>1. 特定事業の名称 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業(1 1 2 3)</p> <p>2. 当該規制の特例措置を受けようとする者 ①国立大学法人佐賀大学 ②株式会社ゼネシス</p> <p>3. 当該規制の特例措置の開始の日 構造改革特別区域計画の認定の日</p> <p>4. 特定事業の内容 (1) 事業に関与する主体(研究実施主体) ①機関名: 国立大学法人佐賀大学 施設名: 海洋エネルギー研究センター 所在地: 伊万里市山代町久原字平尾1-48 概要: ◇海洋温度差発電を中心とする海洋エネルギー関連技術 ◇再生可能エネルギーと水素利用の連携技術 ◇再生可能エネルギーと海水淡水化の関連技術 ◇再生可能エネルギーを利用した環境保全技術、特に海洋環境改善技術 ◇水素、リチウムなど21世紀の主たるエネルギー物質の利用技術 ◇高度造船業関連のマリン関連技術 ◇マリンバイオ関連技術 ◇海洋を利用した地球温暖化対策技術</p>

②機関名：株式会社ゼネシス

施設名：株式会社ゼネシス温度差発電研究・開発センター 伊万里工場

所在地：佐賀県伊万里市黒川町塩屋字七ツ島5番91

概要：◇海洋温度差発電を中心とする海洋エネルギー関連技術
◇再生可能エネルギーと水素利用の連携技術
◇再生可能エネルギーと海水淡水化の関連技術
◇再生可能エネルギーを利用した環境保全技術、特に海洋環境改善技術
◇水素、リチウムなど 21 世紀の主たるエネルギー物質の利用技術
◇高度造船業関連のマリン関連技術
◇マリンバイオ関連技術
◇海洋を利用した地球温暖化対策技術

(2) 事業が行われる場所（発電設備を設置する位置）

①伊万里市山代町久原字平尾1-48(佐賀大学海洋エネルギー研究センター)

* 詳細は別添図面

②佐賀県伊万里市黒川町塩屋字七ツ島5番91(株式会社ゼネシス温度差発電研究・開発センター)

* 詳細は別添図面

(3) 事業の実施時期（研究を実施する期間）

構造改革特別区域計画の認定の日から、平成34年度まで

(以下省略)

②機関名：株式会社ゼネシス

施設名：株式会社ゼネシス温度差発電研究・開発センター 伊万里工場

所在地：佐賀県伊万里市黒川町塩屋字七ツ島5番91

概要：◇海洋温度差発電を中心とする海洋エネルギー関連技術
◇再生可能エネルギーと水素利用の連携技術
◇再生可能エネルギーと海水淡水化の関連技術
◇再生可能エネルギーを利用した環境保全技術、特に海洋環境改善技術
◇水素、リチウムなど 21 世紀の主たるエネルギー物質の利用技術
◇高度造船業関連のマリン関連技術
◇マリンバイオ関連技術
◇海洋を利用した地球温暖化対策技術

(2) 事業が行われる場所（発電設備を設置する位置）

①伊万里市山代町久原字平尾1-48(佐賀大学海洋エネルギー研究センター)

* 詳細は別添図面

②佐賀県伊万里市黒川町塩屋字七ツ島5番91(株式会社ゼネシス温度差発電研究・開発センター)

* 詳細は別添図面

(3) 事業の実施時期（研究を実施する期間）

構造改革特別区域計画の認定の日から、平成24年度まで

(以下省略)